

泉崎村農業委員会定例総会（9月）議事録

1 開催の日時及び場所

日 時：令和6年9月17日（火）午後1時30分から

場 所：泉崎村役場第1会議室

2 会議構成人員（14名）

出席農業委員（8名）

1番	箭内	一美	委員
2番	佐川	ヒロ子	委員
3番	和泉	輝代	委員
4番	大森	秀樹	委員
5番	穂積	正徳	委員
6番	菊地	信治	委員
7番	大野	厚海	委員
8番	有賀	路夫	委員

推進委員（6名）

太田川	小針	喜美司	委員
踏瀬	箭内	一二	委員
泉崎①	鈴木	勝美	委員
泉崎②	鈴木	正一	委員
泉崎③	中野目	英宏	委員
北平山	小林	富美雄	委員

3 本日の提出議案

議案第29号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第30号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第31号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第32号	農用地利用集積等促進計画に係る意見について

4 議事録署名人

2番	佐川	ヒロ子	委員
3番	和泉	輝代	委員

■開 会

(事務局)

定刻になりましたので、ただ今より 9 月定例総会を開催いたします。始めに会長より挨拶をお願いいたします。

■会長挨拶

(会長)

皆さん、こんにちは。

県内の農業委員、推進委員の役員交代が 7 月にありました。そのため臨時総会に参加してきました。若干の役員交代もありました。また 9 月 2 日に白河市の J A 夢みなみ多目的ホールにて研修会がありました。事務局、菊地委員、私の 3 名で参加しました。地域計画において話合いの重要性、必要性をひしひしと感じました。

(事務局)

ありがとうございました。

会期の決定及び議事録署名人の選任について、会長よりお願いいたします。

■会期の決定及び議事録署名人

(会長)

本総会の会期は、本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(会長)

本日 1 日とすることに決しました。

議事録署名人は「2 番 佐川ヒロ子委員」「3 番 和泉輝代委員」にお願いします。

(会長)

では、議事に入ります。「議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について」地区推進委員 箭内一二委員より現地状況の意見をお願いします。

(箭内一二委員)

9月9日に事務局3名、●●さん親子、●●さん、箭内一美委員、私の8名で現地立ち合いをした。●●さんからは、耕作を続けるだけの力がないことや家庭の事情から小磯さんに話をし、売買ということになりました。隣の畑もそばを作っているので、そばを作付けするようです。このままですと荒れてしまうので問題ないかと思われま

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、担当農業委員 箭内一美委員の意見をお願いします。

(箭内一美委員)

3ページをご覧ください。先月の総会で●●氏に許可された農地との畑続きになっています。●●さんの自宅から目と鼻の先になります。今回の申請地は、遊休農地緑区分の状態で、低草があり二年位かけて畑に戻しそばを栽培するとのこと。ただ気に係ったところは路面から盤をあげて、土盛りをしているということなので法面のところが隣との境界が不明確な部分があるので測量士に頼み近々に境界をはっきりさせますという●●さんの話でした。全体的には荒らしているところが耕作されますので問題ないと考えております。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(穂積正徳委員)

土盛されていて法面があるということですか。

(箭内一美委員)

そうですね。道路側と●—●に対する畑側が、土盛りがしてあり平盤になっています。坂道となっていて全体的に上がっていて、今回の申請地が法面下という話ですが、杭の確認ができなかったのもう一度。

(穂積正徳委員)

雨が降った時にはどうですか。

(箭内一美委員)

下の方に砂利みたいなものを入れて平盤にしたようで、三角に法面があり上が平になっているようなイメージです。雨が降っても崩れるようなことはないです。

(会長)

では、お諮りいたします。「議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について」地区推進委員中野目英宏委員より現地状況の意見を願います。

(中野目英宏委員)

9月9日に●●さん、代理人の行政書士の方、事務局と、私と会長で立ち会いました。6ページを見ていただくと、●ー●、●ー●、●ー●全部が●●さんの所有物で、こちらを買いたいということです。下限面積も昨年から撤廃されていることもあり、●●さんの実家であり誰も住んでいないので、別な人に住んでもらった方が村のためにもなるのではないかと思います。畑の境界もちゃんとしています。農機具類は

何も持っていないのですが、レンタルでもシルバー人材でも頼んでできると思いますので、そういう話もしておきましたので問題ないと思われます。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、現地確認立会いの都合上担当農業委員の私より意見を申し上げます。

(有賀路夫)

過去にも2～3度現地を見ていましたが、いよいよ決着が着いたかなという感じがします。隣接地への影響はないと判断しました。ただ、庭木や草が生えているのでどのようにやるのかなと気はかりはありますが問題はありません。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(会長)

では、お諮りいたします。「議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第31号 農地法第5条第1項の規

定による許可申請について」地区推進委員 小林富美雄委員より現地状況の意見をお願いします。

(小林富美雄委員)

9月9日午前10時から現地確認しました。本人、行政書士、事務局3名、農業委員、推進委員の7名で現地確認しました。農地転用ですが先ほど説明がありましたとおり、追認という形で現況は既にできています。隣地との杭の確認で、公図はあるが行政書士さんがきちんと作業処理されていると思うが隣地との境界がはっきりわかる字切図の写しを付けて確認できる体制でお願いしたい。杭も一部確認できたが、道が入っているのも、その辺は行政指導あるかと思います。案内図で道が抜けているので確認をしっかりとしてほしいということで現地確認は終わりました。その後、事務局へは隣との確認はしていると杭も見てもらっていると話はあったようですが。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、担当農業委員 菊地信治委員の意見をお願いします。

(菊地信治委員)

同じく9日に推進委員の小林さんと事務局と現地確認しました。行政書士の方もいらしたが、見に行くにはあまりにも準備不足でした。隣近所との境もちゃんとしていない。間にある農道もちゃんとしていない。裏が農免道路だがそこまでなっていない。杭もない。自宅は前に農転しているので、その時点で作業場とかはあったはず。その時点で同じ行政書士さんなら違反転用が分かっていたはず。せめて隣地の人に立ち会ってもらって杭を打って境界をきれいにしておくように伝えたが、昨日確認してきたが、やっていなかった。

(会長)

担当委員から意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(穂積正徳委員)

道がくい込んでいるということですか。

(菊地信治委員)

くい込んでいるわけではなく、道形がはっきりしないということです。

(小林富美雄委員)

本来なら字切図が二つあるはず。

(事務局長)

この道路は赤道であり、農免道路と新田中線とつながっています。ただ、現況を見ると管理されてなく、特に農免道路側は入るスペースもないほど木が生い茂っています。建設水道課に確認したところ、実際に使われていないのであれば申請があれば払下げも可能とのことでした。

(穂積正徳委員)

申請者の方は了解済みですか。

(事務局長)

はい。申請者の方でもご自身で使いたいという考えでいるようです。

(菊地信治委員)

ただ、農免道路側に畑があり所有者は2人いて別の方です。なのでその方たちの承諾ももらえなければ道も買えないはずです。あまりにも説明できない状態なのでちゃんと準備してからもう一度出した方がいいのではないかと。

(事務局)

県とは是正指導で追認申請が可能だということで今回の申請になっています。実際に倉庫や駐車場をつくり始めてしまったのは令和4年度くらいです。宅地部分については平成の時代に行っていたものになります。境界については、土地家屋調査士で調査が済んでいて境界はポイントを打っておくという話で事務局は受けていました。ただ測量は済んでいて、境界も測っているということです。隣地の方にも同意は得ているという報告は事務局では受けています。

(小林富美雄委員)

事務局も公図の写しはきっちりした方がいい。作業処理した図面では分からない。周囲の状況、道路も含めて分かるように徹してください。

(菊地信治委員)

県の方から了解がでているので隣地との境界がちゃんとしていけば問題ないと言えるが、ちゃんとしていないから問題ありませんとは言えない。

(会長)

では、お諮りいたします。「議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」不許可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第 3 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」不許可とすることに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第 3 2 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第 3 2 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただいま事務局より説明がありましたが何か質疑等ございますか。

(会長)

質疑がないようなので決裁をとります。

「議案第 3 2 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」意見書(案)のとおり提出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

(会長)

異議なしと認め、「議案第 3 2 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について」原案のとおり回答いたします。

(午後：2 時 3 0 分)

■その他

(会長)

以上で本日の案件は終了しますが、その他、事務局から何かございますか。

(事務局)

- ・「本県農業の発展に向けた要請」に関する組織検討について
- ・推進委員の辞任同意願について

- ・福島県下農業委員会大会について

■次回定例総会の日程について

(会長)

以上を持ちまして、本総会の日程が終了しました。

次回の定例総会について、令和6年10月15日(火)にすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり。)

■閉 会

(会長)

以上をもちまして泉崎村9月定例農業委員会総会を閉会といたします。お疲れ様でした。

(午後：2時53分)

9月定例農業委員会総会議事録署名人

この会議録は、事務局の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

2 番

3 番
